

介護職員奨学金返還支援事業費補助金の交付を希望する方へ

市内の介護事業所では、介護職員等の確保が難しい状況が常態化している等、介護職員の不足が課題となっています。本事業は、市内の介護事業所における介護人材の確保・定着を図るための取組の一環として、奨学金の返還に要した費用の一部を盛岡市介護職員奨学金返還支援補助金交付要綱の規定に基づき補助するものです。制度の趣旨を御理解いただき、補助金の交付を希望していただきますようお願いいたします。

1 補助金の交付要件について

次の要件を満たす方に、補助金の交付を行います。

- (1) 市内に所在する介護保険事業所に勤務する職員(※)であること。
- (2) (1)の事業所を運営する法人に採用され、正規、非正規を問わず勤務形態が常勤(※)であること。
- (3) 令和4年3月31日時点で市内の介護事業所に雇用されていること。
- (4) 奨学金を本人名義で借り受け、返還も本人が行っていること。
- (5) 就業を継続する意思があること。
- (6) 他の補助制度を受けて返還していないこと。

※ 本事業における常勤の定義は、週30時間以上介護保険事業所に勤務していることとなります。有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅の職員と、訪問介護、通所介護事業所等の介護保険事業所の職員を兼務している場合は、介護保険事業所である訪問介護、通所介護事業所等の職員として30時間以上勤務していることが要件となります。

(1)の事業所に勤務していれば、職種は問いませんが、法人本部の職員として勤務している場合は、交付要件を満たさないものとなります。

2 令和3年度における補助金の交付金額について

1月当たりの上限額を6,500円とし、返還月額 $\frac{1}{2}$ に相当する額以内の金額を補助することとしておりますが、予算に限りがありますので、交付を希望する方が多数いらっしゃる場合は、今回の確認により把握した希望人数、奨学金の返還金額に基づき交付申請をしていただく金額の調整を行います。

【調整方法】

例) 毎月の返還額14,000円の場合

$\frac{1}{2}$ の金額は、7,000円となり、1月当たりの上限金額が6,500円を超えるため、補助金額は、6,500円 \times 12ヶ月=78,000円が標準となりますが、この計算方法で交付希望者の補助金額を算出した場合に予算額を超過する場合に、一律で補助率を設定することとします。

この例で、補助率を90%とした場合の補助金交付額は、

$78,000円 \times 90\% = 70,200円$ となります。

3 確認票について

今年度中に返還済の金額又は返還予定の金額等について、別添の調査票に記入の上、現在の返還額が証明できる書類(※)を添付し、勤務先を通じて提出してください。

※返還誓約書に記載されている金額と、現在の返還月額が異なる場合が多くあります。例えば、独立行政法人日本学生支援機構から奨学金を借り入れている場合、

- ・スカラネットパーソナルのマイページをコピーする
- ・機構に問い合わせ必要書類の発行を依頼する

等により、提出してください。

4 確認票提出後の流れについて

交付申請をしていただく金額の調整を行った後、交付申請について御案内いたします。交付申請の時期は、11月から12月頃を予定しております。確認票の提出がない場合は、補助金の交付申請ができなくなることがありますので、必ず提出してください。

確認票によりお知らせいただいた返還額等に変更があった場合、勤務先が変わった場合は、速やかに下記連絡先までお知らせくださいますようお願いいたします。

盛岡市保健福祉部介護保険課事業所指定係
Tel: 019-626-7562 担当: 佐藤 良美